

開催日：令和 6 年 12 月 11 日

会議名：令和 6 年文教常任委員会（12 月 11 日）

○西本ちかこ おはようございます。

私からは大きく 2 点質問させていただきたいと思います。

まず 1 点目、ふれあいルームの取組について、お聞かせいただきたいと思います。

不登校の小中学生が 3 万 4 千 8 百 2 人と過去最多で、前年度比約 5 万人増で、初めて 30 万人を超えたとの 11 月 1 日の新聞記事など、報道がありました。

不登校になった児童・生徒が翌年度も継続する割合は 8 割に上るとあり、本市のふれあいルームの役割は大きいと思っております。

そこでお聞かせいただきたいと思いますが、まず 1 点目、本市には平成 7 年から市が直接運営をされているふれあいルームがあります。このふれあいルームの設置目的と設立理由、また現在の状況について教えてください。

○粟生教育センター所長 平成 7 年に小中学校に登校できない状況にある児童・生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助することを目的に、適応指導教室としてふれあいルームを設置いたしました。

現在は義務教育の段階における普通教育に相当する、教育の機会の確保に関する法律に基づき、学校復帰だけを目指すのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会に自立していけるよう支援することを目的にし、茨木市不登校児童生徒支援室ふれあいルームとして、児童・生徒がそれぞれのニーズに合ったコースを選び積極的に活用できるよう、訪問コース、オンラインコース、体験学習コース、通室コースの 4 つのコースを開設しております。

○西本ちかこ 平成 28 年に教育機会確保法が制定されまして、ふれあいルームも法律により、学校復帰だけを目指すのではなく自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していけるよう支援することを目的にするといったことになったということが分かりました。ですので、学校に戻ることが目的ではないということが大きな変化だと確認いたしました。

では、本会議でも指摘がありましたが、本市における不登校の小中学生、児童・生徒の人数の推移について、お聞かせください。

不登校のこどもの数え方についても改めて確認をさせていただきます。

そして、ふれあいルーム以外の民間フリースクールに行っているこどもの人数、またその中で出席扱いになっている人数は何人でしょうか。

ふれあいルームの登録者数と各コースそれぞれのコース別人数、また、ふれあいルームに定員はあるのか。

最後に、ふれあいルームの職員について、本市が直接運営をされていますが、どのような職員の配置体制を取られているのか、お聞かせください。

○粟生教育センター所長 本市における不登校児童・生徒数の推移につきましては、令和3年度、小学校187人、中学校321人、令和4年度、小学校207人、中学校450人、令和5年度、小学校317人、中学校455人でございます。

国は、不登校児童・生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくでもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義しております。

毎年、市教育委員会で調査を行っており、令和6年11月時点での民間フリースクール等に通っている児童・生徒数は、小学校13人、中学校18人でございます。うち、出席扱いとしている児童・生徒数は、小学校9人、中学校15人でございます。

令和6年10月末現在のふれあいルーム登録者数は、小中学校を合わせて71人となっております。その中で、いずれかのコースに参加している児童・生徒数は、訪問コース4人、オンラインコース1人、体験学習コース7人、通室コース36人であり、複数のコースに参加している児童・生徒が5人いることから、合計43人となっております。4つのコースの中で出席扱いとなるのは、訪問コースを除くオンラインコース、体験学習コース、通室コースとなっております。なお、ふれあいルーム全体での定員はございません。

ふれあいルームの職員についてでございます。

担当指導主事1人、府の加配教員1人、会計年度職員3人。内訳といたしましては、いずれも公認心理師、臨床心理士の資格を有する相談員1人、指導員2人となっております。また、心理を学んでいる大学生や大学院生が児童・生徒の学習サポート等を行っております。

○西本ちかこ では、民間フリースクールとの連携についてですけれども、民間フリースクールとどのように連携を取られていますでしょうか。また不登校のこどもがふれあいルーム、民間のフリースクール、今はどこに行けているのかということの把握、後追いはどこが担っておられるのでしょうか、お聞かせください。

○粟生教育センター所長 保護者の希望に応じて学校がフリースクール等を訪問し、児童・生徒の様子を把握したり、フリースクール等との連携方法等について協議、相談を行ったりすることで、個々に応じた支援を行っております。また、市教育委員会におきましても、昨年度より市内フリースクール等とのフリースクール等連絡会を開催し、情報交換及び支援、連携方法について協議を行ったり、学校と同行してフリースクール等への訪問を行ったりもしています。

また、毎月全ての学校から不登校児童・生徒の月別欠席数や状況についての報告を市教育委員会にて集約しております。また、ふれあいルームやフリースクール等に通うようになった場合にも、連携していることが分かるよう学校が追記する等、一人一人の状況把握に努めております。

○西本ちかこ では、ふれあいルームの課題はどのように捉えておられるのでしょうか。また、課題がある場合、その原因は何と考えられているのでしょうか。今後、その課題解決のためにどのような取組をされているのか、ふれあいルームが目指されるところというのをお聞かせください。

○粟生教育センター所長 不登校の状況にある児童・生徒の要因は日々多様化しており、通室が難しい児童・生徒や、どこにもつながっていない児童・生徒を出さないために、ICTを活用した居場所づくりを進める等、新たな取組を研究してまいります。また、保護者から不登校に関する相談があった際には丁寧に対応しており、今後も継続してまいります。

○西本ちかこ 公教育としての役割をふれあいルームはどのように捉えておられるのでしょうか。様々な学年が一堂に時間を過ごすことになっていると思いますけれども、学習保障や進路に向けての学習は、どのように担われているのでしょうか。また、学力の進捗についてのフォローについては、どのように体制を取っておられるのでしょうか。

○粟生教育センター所長 ふれあいルームの通室コースでは、週5日、午前10時から午後3時まで活動をしております。学習の時間には、児童・生徒が学びたい教材を持参し自学自習を行い、その学習のサポートをふれあいルームのスタッフが行っております。また、学習だけではなく児童・生徒が様々な体験ができるよう、スポーツや総合の時間など多様な活動の場を提供しております。

○西本ちかこ こちらは前もってヒアリングしてないんですけども、子どもたちの悩みとか、学校に行けなくなっている理由を聞くといったような場合は、ふれあいルームでは取られているのでしょうか。またそういった機会はあるのでしょうか、お聞かせください。

○粟生教育センター所長 ふれあいルームでは、保護者から相談があった際には丁寧な対応を行っております。

○西本ちかこ どこをこの質問のポイントといいますか、要望させていただくかということで、いろいろヒアリングさせていただいたんですけども、なかなかそのふれあいルームは居場所であるということで、その後追いをしたりとか、今後どうなっているかというようなことを本来は話したり、把握をしているんですけども、実際にそういったものを記録に残したりとか、そういったことはあえてされていないというようなこともお聞きしました。

先日、吹田市の南千里駅前にある総合防災センター内に新しくできました、移転してきた教育センターを視察してまいりました。

吹田市でも、やはり800人以上の不登校のこどもがいるということで、毎日四、五十人が来られているということで、茨木市も大体43人ぐらいということをお聞きをいたしました。

吹田市のほうでは令和6年度から人員配置をすごく増やされておりまして、支援員が2人と、指導員、こちら1日当たり必ず4人が配置されています。それで臨床心理士や公認心理師である相談員の方も1日当たり3人が毎日いるということをお聞きしました。

不登校のこどもが減ることが目的であって、そこにたくさん利用されることが目的ではないと、居場所であることが目的なので、何をもちて評価や成果と言えるかというのは、基準が本当に難しいと思うんですけども、こどもが茨木でも、このふれあいルームの場所も立地もすごくよくて、クリエイトセンターの中にあるということで、この中心部にこのふれあいルームがあるんだよ、いつでも来ていいんだよという、そういった機会、場所になるということが望ましいと思っています。

また、来られたときに、せっかく出てきてくれたこどもの声を聞いたり、心のケアを十分にできるだけの体制、十分な人の配置も求めたいと思います。こどもたちが自主的にやりたいことをできることを目指しているということですので、学年の違う様々な多様なこどもの声を聞く機会と、環境整備に今後ともつなげていただきたいと、よろしくお願ひいたします。

以上でこちらの質問は終わらせていただきます。

大きな2点目です。

自治会用の掲示板について、質問させていただきます。

自治会用掲示板の取扱いについて、先日地域の2か所の自治会長のお2人からご相談を受けました。そちらは自治会用掲示板の申込みについてでした。

1件は、自治会用掲示板の申込みの案内の別紙5にある、自治会用掲示板の管理についてのお願いというペーパーです。こちらですが、各自治会内の民有地に設置してください。また、既に公共的な場所に設置されている場合は、直ちに民有地へ移設していただきますようお願いいたしますといった文面でした。

直ちに民有地へ移設とありますけれども、なかなかそれは難しいですし、一体どこに移設すればいいのですかといった問合せが1点ありました。この文面を作成された経緯をお聞かせください。

○幸地地域コミュニティ課長 自治会用掲示板の管理についての文面の作成経緯でございますが、具体の経緯は承知しておりませんが、自治会用掲示板の申込みのご案内文書の中で、掲示板の管理についてお願いするため、茨木市住みよいまちづくり協議会の事務局として、自治会長宛てに毎年送付しているものでございます。

○西本ちかこ では、自治会用掲示板の成り立ち、役割と認識、また、市の役割についてお聞かせください。

○幸地地域コミュニティ課長 成り立ちということでございます。

掲示板補助事業は自治会活動や地域のコミュニティづくりなどの広報活動に役立てていただくため、住みよいまちづくり協議会が昭和51年から実施されております。市はその住みよいまちづくり協議会の事務局の役割を担っております。

○西本ちかこ では、掲示板の目的は何と考えられますでしょうか。また、昭和51年とかなり年数がたっているんですが、実施当初と現在では何か変わっていることはありますかでしょうか。

○幸地地域コミュニティ課長 目的につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自治会活動や地域のコミュニティづくりなどの広報活動に役立てていただくためと考えております。その目的につきましては、事業開始当時と変わっておりません。

○西本ちかこ では、こういった案内が掲示されているのか、市は把握されてますでしょうか。

○幸地地域コミュニティ課長 ふるさとまつりや地区体育祭、文化展の地域行事のご案内などに活用いただいていると認識しております。市が依頼する掲示物といたしましては、選挙の投票場所の変更や防災訓練などがございますが、定例的なものではございません。

○西本ちかこ 先ほどのご答弁で、市はあくまで窓口であり、自治会用掲示板は住みよいまちづくり協議会が実施をしているというものであるということが分かりましたが、私を知る限り、この掲示板には市内全域に配送する広報誌に載せるものではない

く、地域の自主防災会が実施をする防災訓練の案内であったり、また一斉清掃の案内など、自治会に加入をしていない方にも案内すべき案内がされていると認識しております。

掲示板に関して、市が発信するものではないとの見解ということでもよろしいでしょうか。また、この事業が昭和51年から担われているということが分かったんですけども、住みよいまちづくり協議会の運営について、こちらはちょっと私は勉強不足なんですけど、各小学校区単位で活動されているのでしょうか。この住みよいまちづくり協議会の詳細について、教えてください。

○幸地地域コミュニティ課長 掲示されているもの見解ということですが、掲示物につきましては、各自治会でご判断いただくものと考えております。

次に、住みよいまちづくり協議会についてでございますが、昭和45年（1970年）万国博覧会が開催される際、市民総ぐるみのまちづくり運動が展開され、万国博を迎える茨木市市民運動推進連絡協議会として結成されました。万博後も継続して運動を進めることになり、茨木市住みよいまちづくり協議会として現在に至っております。

なお、構成団体は市民活動団体や企業、事業所、学校等、58団体で構成しております。

○西本ちかこ もうお一人の自治会長からのご相談も、この掲示板に関するものであったんですけども、現在設置している場所が、この直ちに移設が必要とされる場所、これは公園のフェンスに当たるんですけども、こちらだということで、その掲示板が破損して落ちてしまっておるので付け替えたいということで、購入の申込みをしたんだが、どこに付けるんですかということで、公園のフェンスだということになると、そこは駄目ですということで、その場所はとても近隣の住民から見やすい位置であることから設置を続けたいのだが、どこに付けたらいいんだというご相談でした。この件について、市の見解をお聞かせください。

○幸地地域コミュニティ課長 掲示板の設置場所につきましては、各自治会で必要に応じて設置していただいておりますので、設置可能な場所について、自治会内でご検討いただくものと認識しております。

○西本ちかこ 現在、直ちに移設が必要とされる場所に掲示板が掲げられている場所もたくさんあるかと思うんですけども、その管理といいますか、それも地域の自治会でやっていくということで、まちづくり協議会はあくまで自治会用掲示板の申込みの窓口ということでもよろしいのでしょうか。

また、こちらの案内なんですけれども、直ちに民有地に移設となっているんですけれども、民有地についての説明や、立てる際にかかるその他の経費や相談窓口などを案内すべきではないかと考えるんですけれども、見解をお聞かせください。

○幸地地域コミュニティ課長 まちづくり協議会の事務局といたしましては、市内に設置されている掲示板の数は把握しておりますが、設置場所については把握しておりません。

次に、掲示板の管理につきましては、各自治会をお願いしております。また、案内をすべきではということで、毎年自治会長に送らせていただいております文書には、まちづくり協議会事務局として地域コミュニティ課の連絡先、担当者を記載しておりますので、今後も自治会用掲示板に関するご相談等がございましたら、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○西本ちかこ ぜひお願いしたいと思います。やはりこの事業が始まった当初は、ほとんどの方が自治会に加入しておられたと思うんですが、今自治会に加入している方も本当に減ってきておまして、その掲示板の案内がとても役立っているということもございます。

自治会のほうでつける作業もさることながら、またそういった掲示板の取替えなども大きな負担にもなっておりますし、自治会のほうではすごく責任感を持って、皆さんが動いてくださっている中ですので、ぜひ今後とも丁寧に説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。